

記載要領

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者
----	----------	----------

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

提出時の前年4月1日から当年3月31日までの日付けを記載して下さい。

平成27年6月1日

総務大臣 殿

信書便役務の提供区域が、全国等各総合通信局の管轄を跨る場合は、総務大臣、各総合通信の管轄区域内の場合は〇〇総合通信局長と記載して下さい。

(ふりがな) ときょうとちよだくかすみがせき

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2

(ふりがな) かぶしがいいしやそうむしょう

氏 名 株式会社総務省

だいひょうとりしまりやく そうむしょうたろう

代表取締役 総務 省太郎

代表取締役印

許可を受けている役務について漏れなく記載して下さい。実績は、事業年度ではなく、提出時の前年4月1日から当年3月31日までの実績となります。

許可の番号及び年月日 総特第99号 平成99年9月9日許可

1 引受信書便物数実績

役 務	引 受 物 数 (通)	営 業 収 入 (千円)
一 般 信 書 便 役 務		
特定信書便役務	175通	150千円
1号役務	80通	64千円
2号役務	40通	20千円
3号役務	55通	66千円
国際信書便の役務		
そ の 他		
合 計	175通	150千円

千円未満を四捨五入して、単位を千円として記載して下さい。

注1 役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。

2 特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項に掲げる区分ごとに引受物数を計上すること。

3 国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数を計上すること。

2 信書便差出箱設置数

記載不要です。

信 書 便 差 出 箱 設 置 数	
----------------------	--

個

(年 3 月 31 日現在)

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第 9 条第 1 号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

3 紛失その他の事故の状況

紛 失 (件)	き 損 (件)
0 件	0 件

初めて提出する際は、許可申請時に添付した「事業開始に要する資金及びその資金の調達方法」の 2 を参考に、それ以外の方は、直近の事業実績報告書を参考に事業用不動産に変更があればそれを反映して記載して下さい。

4 事業用不動産の一覧

名 称	所 在 地	面積 (㎡)	営業所の 設置の有無
株式会社総務省 本社営業所	東京都千代田区霞が関 2-1-2	120 ㎡	有

営業所で信書便物の引受けを行う場合は「有」と、引受けを行わない場合は「無」と記載してください。

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

注 1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

報告済みの事業用不動産に変更がない場合は、見取図を添付する必要はありません。

2 営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。）又は事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。）の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。